

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和5年3月31日まで)

庁内各局部課長 殿
(参考送付)
各附属機関の長
各地方機関の長
都道府県警察の長

警察庁丁人発第100号
令和4年3月22日
警察庁長官官房人事課長

テレワーク・時差出勤等の実施について(通達)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴う対策の徹底について(通達)」(令和4年2月15日付け警察庁丁人発第42号ほか)により、別途通達することとした内部部局における取組は以下のとおりとするので、遺漏なきようされたい。

なお、「テレワーク・時差出勤等の徹底について(通達)」(令和4年2月15日付け警察庁丁人発第43号)は廃止する。

記

1 期間

3月22日から当面の間

2 実施事項

必要な行政機能の維持に留意しつつ、以下の取組を実施すること。

- (1) 必要に応じて、テレワークの活用や時差出勤、執務室の分散に努めること。
- (2) 飲酒会合を含め、私生活上においても引き続き感染防止に十分留意した行動をとること。